

知ってトクする！パンフレットをお送りしますので、送付に必要な項目は必ずご記入ください。また、「専用はがき」の裏面は、当協会が取り組んでいる「さらなる患者負担増計画の中止を求める請願」署名となっております。いただいた請願署名につきましては、国会要請行動で地元選出国會議員との懇談などを通じ、国会に提出しますので、よろしければ協力ください。

当会は、今回ご記入いただきました個人情報を、「知ってトクする！パンフレット」の発送、また署名に関して必要な範囲内で取り扱います。

料金受取人払郵便

津中央局
承認
1246

差出有効期間
平成30年2月
28日まで

郵便はがき

5 1 4 8 7 9 0

三重県津市観音寺町429-13

三重県保険医協会
「知ってトクする！パンフレット」係



お名前（ふりがな） _____
〒（ ） - （ ）

送付先 _____
連絡先 TEL: () - () - ()

希望されるパンフレットの部数 () 部 ※10部まで無料

◆以下の項目について、よろしければご記入ください。

性別 (男性 ・ 女性) 年齢 () 歳

健康・医療情報をもらった医療機関名 ()

「専用はがき」をご記入後はミシン目に沿ってはがき状に切り取っていただき、切手を貼らずに最寄りの郵便ポストにご投函ください。また、当協会事務所にご持参いただいても受け付けます。

パンフレットをお求めの場合は

パンフレットは10部まで無料でお分けします。左の「専用はがき」に送付先等明記のうえ郵送ください。しかし、11部目以降は有料で1部につき100円となります。

お問い合わせ先

三重県保険医協会
TEL: 059-225-1071



〈パンフレットの記載内容より〉

確定申告前に知っておきたいおトク情報

納税者が本人や家族のために支払った医療費が一定額を超える場合には、「医療費控除」として確定申告の際に所得から差し引くことができます。

内容

前年(1月1日～12月31日)に支払った医療費自己負担額の総額(世帯合算)が、「10万円」または「所得金額の5%」(どちらか少ない額)を超えた場合、最高200万円までの医療費控除が受けられます。

対象となるものの例

- 医師・歯科医師による診療費・医療費(不妊治療、インプラント、子どもの歯の矯正など保険外診療も可)、入院費(高額な室料差額は不可)、入院の食事代
- 医師の診療を受けるための通院費(タクシー代はやむを得ない場合のみ)
- 出産に伴う費用(妊婦健診、通院費、入院の食事代を含む)

利用方法

申告用紙、源泉徴収票、印鑑、医療費の領収書等を持って、管轄の税務署で申告します。郵送でも申告できます。年中(土・日・祝日は除く)いつでも受け付けています。なお、5年前までさかのぼって申告できる場合があります。

知らない
と大損!

「知ってトクする!パンフレット (医療・介護・税金の負担軽減策)」 ご活用のおすすめ

今ある制度は、100%活用を!

税制と医療制度の改悪で、高齢者を中心に税・保険料・医療費の負担が大幅に増え、深刻な影響が広がっています。こうした負担増の嵐の中でも「負担が軽減される制度」が埋もれています。しかし、その制度を利用するためには申請・申告が必要のため、知らないでいると大損です。

そこで、このパンフレット「知ってトクする!医療・介護・税金の負担軽減策」は、既存の制度を活用して、少しでも負担を軽減することを目的に全国保険医団体連合会が発行しました。ぜひ活用をおすすめします。

このパンフレットには

次のような知ってトクする制度が解説されています。申請を検討される際は必ずお住まいの市役所・町役場の担当課に電話等でご確認ください。

- 税金:** 収入・所得・課税所得の違い、所得控除の種類と控除額、障害者控除、寡婦・寡夫控除、医療費控除
- 医療:** 高額療養費制度、高額医療・高額介護合算制度、「現役並み所得」高齢者の医療費負担、難病、小児慢性特定疾患、国保の保険料(税)・一部負担金減免
- 介護:** 高額介護サービス、介護保険の食事代・居住費、介護保険の利用料・保険料減免、福祉用具・日常生活用具

- 障害:** 障害者手帳の交付、身体障害の認定申請、障害年金・特別障害者手当
- 生活保護:** 生活保護、就学援助制度
- その他:** 無料低額診療事業・無料低額介護老人保健施設利用事業、生活福祉資金貸付、治療用眼鏡、葬祭費、傷病手当金、民間保険、世帯分離

右は、当協会が取り組んでいる「さらなる患者負担増計画の中止を求める請願」署名となります。国会に提出しますので、よろしければご協力ください。

ストップ!患者負担増

さらなる患者負担増計画の 中止を求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

請願の趣旨

経済的な理由で必要な受診ができない方が増えています。「必要な検査を断る」「薬がなくなっているのに受診しない」「入れ歯やかぶせ物の処置をためらう」…患者さんの姿です。湿布薬など市販品類似薬の保険外しが進められると、患者さんへの必要な処方が困難となりかねません。さらなる負担増は多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫します。必要なことは今でも重い患者負担を軽減することです。以下の患者負担増計画の中止を求めます。



請願事項

- 一、受診するたびに100~500円を窓口負担に上乗せしないこと
- 一、75歳以上の窓口負担を2倍にしないこと
- 一、70歳以上の患者負担限度額を引き上げないこと
- 一、湿布薬、うがい薬、痛み止め、漢方薬などを公的保険から外さないこと

お名前	ご住所

※この署名は、憲法16条で保証された請願権にもとづいて行うもので、国会請願以外の目的に使用しません。



国民医療の充実と改善をめざす
三重県保険医協会

津市観音寺町429-13
TEL: 059-225-1071
HP: <http://mie-hok.org>
E-mail: doctor@mie-hok.org